

令和7年度 松山市立椿中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月2日改訂（平成26年3月20日策定）

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、チーム学校として学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止活動は、教育活動全般の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが大切である。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、主幹教諭、生徒指導主事
学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭
スクールカウンセラー、特支コーディネーター

【家庭地域等】

PTA
学校評議員
民生委員

【外部専門家】

市支援センター
松山南警察署
弁護士

【関係機関】

松山市教育委員会
市子ども相談課
県福祉総合
支援センター
医療機関
法務局 など

【いじめ防止の取組】

① 校内指導体制

校長のリーダーシップのもと、チーム学校として全教職員（養護教諭・スクールカウンセラー・特別支援教育コーディネーターなど）による教育相談体制の充実に努める。朝の打合せや生徒指導部会を開催し、情報共有や事前事後の対応について協議する。

② 教師の指導力の向上

いじめやカウンセリングについての校内研修（いじめ対応アクションプランの活用）の実施および校外研修への参加を計画的に行い、いじめ問題に関する指導上の留意点について共通理解を図る。

③ 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権意識を高揚させ、お互いを思いやる仲間づくりや自他の生命を大切にする指導に努める。

④ 道徳教育の充実

道徳や学級活動でいじめ問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、許されない行為であることを指導する。また、正しく判断する力を向上させるために「人間関係力向上プログラム」を活用する。

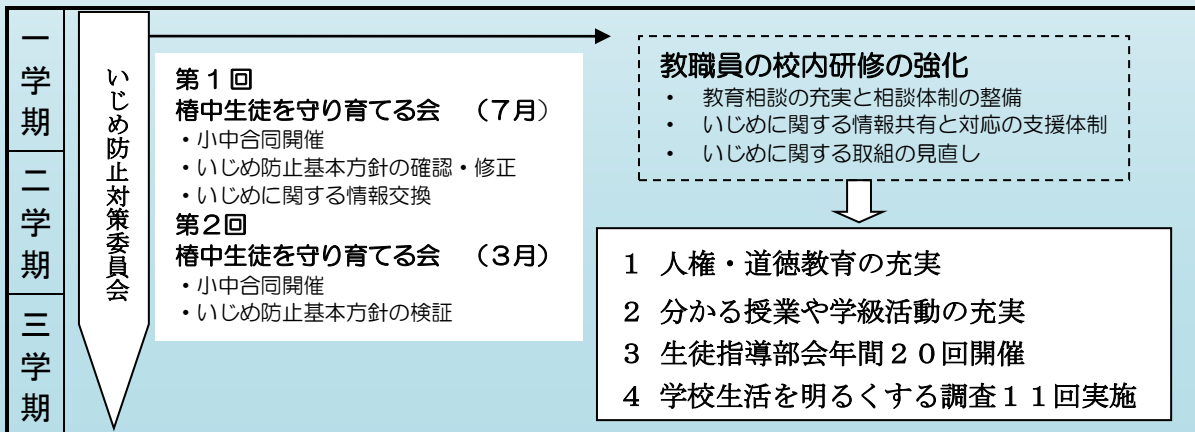
⑤ 学級経営の充実

人間関係を身に付けるスキルや社会性を養う体験的活動等を積極的に実施するとともに、生徒に声掛けを行い、話をよく聞き、日常使っている言葉や態度、遊びなどに注意を払う。

⑥ 子どもの自己指導能力の育成

生徒自らがいじめ問題に取り組めるように生徒会活動の活性化に努め、学校行事などへ主体的に参加させるとともに、意見発表会や作品展などの具体的行事を計画し、関心を高める機会を増やす。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 生徒に積極的な声掛けを行い、話をよく聞き、日常使っている言葉や態度、遊びなどに注意を払う。また、情報を共有・蓄積できる工夫を行い、教職員の情報交換を随時行うように努める。（生活日記も利用）
- ② 学校生活を明るくする調査（いじめ調査）や個別の教育相談を充実させ、実態の把握に努める。
- ③ 生徒が欠席や遅刻が多くなった場合は、必ず、保護者と連絡を取り、面談・電話連絡の機会を通じ、家庭の様子等を把握し、いじめの有無の確認に努める。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」を活用し、直接、相談を持ち掛けられない生徒やいじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめの実態を幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ いじめやカウンセリングについての校内研修を計画的に実施し、教師の指導力の向上を図る。
- ⑥ 参観日などを活用し、保護者の方々に、学校の様子を理解してもらい、椿中だより（学校通信）やPTA活動等の機会を通して、いじめ問題についての注意・喚起に努める。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）

いじめの訴えや情報、またはいじめと思われる状況を把握した場合は、複数教員で正確かつ迅速な事実関係の把握や対応に努める。その際、教職員の共通理解を図り、管理職等への報告・連絡を行い、「校内のいじめ防止対策委員会」において、加害者・被害者に対する具体的な対応を検討し、教職員で役割分担を明確にする。

② 被害生徒と保護者への支援

被害生徒から事実関係を聞き取り、解決に向けての支援体制をつくり、カウンセリングを行うなど継続支援の対応を行う。また、家庭訪問を複数の教員で行い、保護者からの訴えや相談には真摯に耳を傾け、被害生徒の気持ちに寄り添うとともに、今後の対応について情報を共有する。

③ 加害生徒と保護者への助言

加害生徒からも事実関係を聞き取り、いじめが確認された場合には、行った行為について十分に非を認めさせた上で、いじめを繰り返さないために、いじめの背景について考えさせ、反省させる。また、家庭訪問を複数の教員で行い、保護者に指導の経緯について説明し、理解と協力を得るようにする。

④ いじめの事実調査

他の生徒への指導については、新たないじめを防止するため自分の問題としてとらえさせ、傍観者や巻き巻きもいじめを助長していることを理解させる。また、「いじめは絶対に許されない行為」であることを集団に説諭し、第三者から聞き取りやアンケート調査を実施し、いじめの現状を絞り込み、把握する。

⑤ ネット上のいじめへの対応

生徒への指導の機会を適切に設け、生徒・保護者にモラルと啓発活動を行い、ネット上の不適切な書き込み等については、関係機関と連絡を行い、直ちに指導や削除をする措置をとる。

⑥ 重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態であると判断した場合は、上記①～⑤の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け調査を行う。その調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの救いを求めるサインに気づけるコミュニケーションを、日頃より図ってください。 ○子どもに対する不安や悩みの相談を迷わず行い、学校と家庭の相互理解を図ってください。 ○他人との違いを肯定的に認め、子どもを見守ってください。 ○家庭や個人のインターネット環境の管理やトラブルについては、細心の注意をお願いします。
地域に求めること	○地域の子どもの様子を見ながら、「声掛け」を行ってください。 ○いじめ等の行為を発見した場合は、すぐに家庭や学校、状況によっては警察にご連絡ください。 ○地域行事への参加の際に、「時と場に応じた言動の大切さ」についてご指導ください。